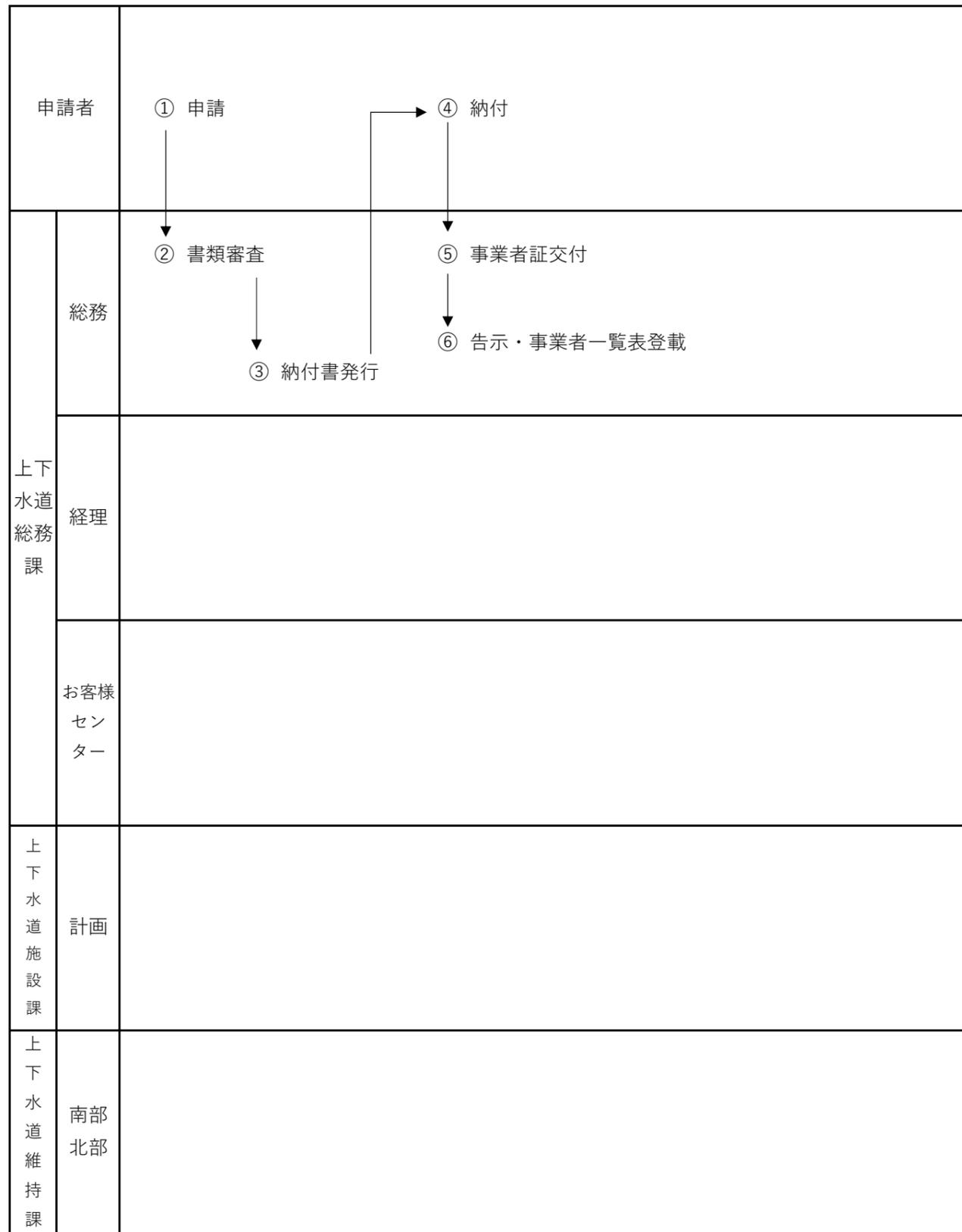


事務処理フロー図

(令和5年2月14日現在)

事務名： 排水設備工事店の指定・更新

根拠法令： 北杜市下水道条例、北杜市下水道条例施行規程



項番	項目	説明
①	申請	申請者より、「排水設備指定工事店指定申請書」の申請を受け付けます。 ※継続申請の場合は、「排水設備指定工事店継続指定申請書」で申請してください。
②	書類審査	提出された申請書類の内容や添付書類の審査を行います。
③	納付書発行	申請手数料に係る納付書を発行し、申請者に郵送します。
④	納付	送付された納付書にて、手数料を納付してください。 金融機関から水道局への納付連絡に時間を要するため、早急に事業者証が必要な場合は、窓口等で納付済領収書を提示してください。
⑤	事業者証交付	事業者証を交付し、郵送にて送付します。
⑥	告示・事業者一覧表登載	排水設備指定工事店の指定に関する告示を、市役所本庁及び支所の掲示板に掲載します。 排水設備指定工事店一覧表に登載し、ホームページに掲載します。
⑦		
⑧		
⑨		
⑩		